

国際学術情報流通基盤整備事業運営委員会規程

〔平成18年8月3日
制 定〕

改正 平成19年4月1日

(設置)

第1条 国立情報学研究所に国際学術情報流通基盤整備事業運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 国際学術情報流通基盤整備事業（以下「事業」という。）の全体計画の策定に関すること。
- 二 事業の対象となる学術雑誌の選定及び事業の評価に関すること。
- 三 国際的な学術コミュニケーションの動向調査に関すること。
- 四 その他事業に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 研究教育職員 若干人
- 二 大学図書館の関係者 若干人
- 三 学会の関係者 若干人
- 四 その他所長が必要と認めた者

2 委員は、所長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第1号から第3号まで委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第1項第4号の委員の任期は、委員会がその都度定める。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の委員から所長が指名する。

2 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を行う。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、学術基盤推進部学術コンテンツ課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会におい

て、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年8月3日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 国際学術情報流通基盤整備事業評議会規程（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。